

県たばこ税

この税は、製造たばこの消費に対して課税する税で、たばこの代金に含まれています。

●納める人

- 小売販売業者にたばこを売渡した
 - ・ たばこの製造者
 - ・ 特定販売業者(外国たばこの輸入と販売を行う人で財務大臣の登録を受けた人)
 - ・ 卸売販売業者(たばこの卸売販売を行う人で財務大臣の登録を受けた人)
- 消費者等に対するたばこの売渡し、または消費等をした
 - ・ たばこの製造者
 - ・ 特定販売業者
 - ・ 卸売販売業者

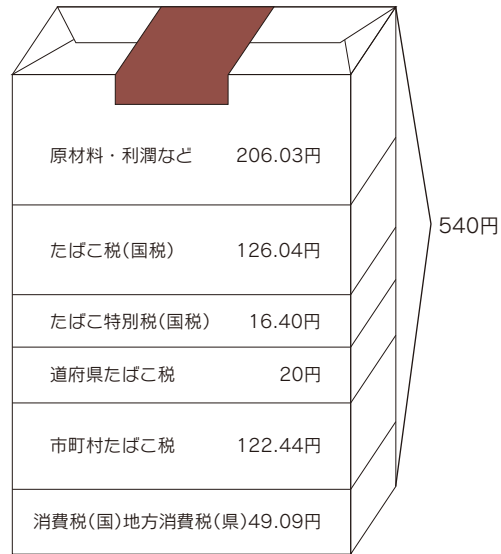
●納める額

売渡し、消費をしたたばこの本数
1,000本につき1,000円

たばこ税の内訳(1,000本あたり)
(令和3年9月30日まで)

区分	税率
たばこ税(国税)	6,302円
たばこ特別税(国税)	820円
道府県たばこ税	1,000円
市町村たばこ税	6,122円
計	14,244円

定価540円(20本入り)の紙巻たばこに
県たばこ税は約20円



地方税法の改正により、以下のとおり段階的に税率を引き上げることとされました。(1,000本あたり)
令和元年10月1日から三級品の区分は廃止され、全て同じ税率になりました。

	三級品以外			三級品※	
	令和2年9月30日まで	令和2年10月1日～	令和3年10月1日～	令和元年9月30日まで	令和元年10月1日～
たばこ税(国税)	5,802円	6,302円	6,802円	4,032円	三級品以外と同額
たばこ特別税(国税)	820円	820円	820円	624円	
道府県たばこ税	930円	1,000円	1,070円	656円	
市町村たばこ税	5,692円	6,122円	6,552円	4,000円	
計	13,244円	14,244円	15,244円	9,312円	

※三級品とは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマをいいます。

●申告と納税

たばこの製造者
特定販売業者
卸売販売業者 } は、毎月分をまとめて翌月の末日までに県税事務所に申告して納めることになっています。
(3ヶ月分をまとめて申告する特例があります)

●取扱県税事務所

福岡県博多県税事務所 課税第3課

〒812-8542 福岡市博多区千代1丁目20番31号 福岡県千代合同庁舎
TEL:092-260-6005

たばこは県内で買いましょう！

県たばこ税は、たばこが買われた県の収入となってみなさんの暮らしに役立てられます。

ゴルフ場利用税

この税は、ゴルフ場の利用に対して課税する税です。

●納める人

ゴルフ場の利用者

●納める額

等級	税率 (1人1日)	等級決定基準(1人1日の利用料金)	
		18ホール以上のゴルフ場	18ホール未満のゴルフ場
1級	1,200円	12,000円を超えるもの	
2級	1,100円	7,000円を超え12,000円以下のもの	
3級	1,000円	6,000円を超え7,000円以下のもの	
4級	900円	5,000円を超え6,000円以下のもの	
5級	800円	4,500円を超え5,000円以下のもの	
6級	700円	3,500円を超え4,500円以下のもの	
7級	600円	3,000円を超え3,500円以下のもの	3,000円を超えるもの
8級	500円	3,000円以下のもの	2,500円を超え3,000円以下のもの
9級	400円		2,000円を超え2,500円以下のもの
10級	300円		1,500円を超え2,000円以下のもの
11級	200円		1,500円以下のもの

※この表において「利用料金」とは、非会員の平日のグリーンフィーと、グリーンフィー以外の料金で利用者の意思にかかわらず徴収される料金の総額をいいます。

○次の場合には、ゴルフ場利用税の非課税措置が受けられます。

- ①18歳未満の者による利用
 - ②70歳以上の者による利用
 - ③障がい者による利用
 - ④国民体育大会及び同大会の予選会のゴルフ競技又はこれらの公式練習のための利用
 - ⑤学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒及び引率する教員による利用
(保健体育科目の実技または公認の課外活動としてゴルフ場を利用する場合に限りです。)
 - ⑥国際競技大会のゴルフ競技又はその公式練習のための利用
- なお、利用時には該当要件を証する書類等の提示等の手続きが必要となります。

○次の場合で、一定の要件に該当するゴルフ場については、税率が1/2となります。

- ①早朝または薄暮における利用
- ②(公財)日本ゴルフ協会及び同協会に加盟する地区連盟が主催する競技会による利用

●申告と納税

ゴルフ場の経営者が、利用者から税金を預かり、毎月分まとめて、翌月の末日までに県税事務所に申告して納めることになっています。

●市町村への交付

県に納入されたゴルフ場利用税の7/10相当の金額は、そのゴルフ場所在の市町村に交付されます。

●取扱県税事務所

ゴルフ場利用税と軽油引取税(P.33)を取り扱う県税事務所は、軽油引取税のページ(P.34)に掲載しています。

軽油引取税

この税は、軽油の引取り等に対して課税するものです。

●納める人

- 特約業者または元売業者から、現実の納入を伴う軽油の引取りを行った人(特約業者または元売業者を通じて納めます。)
- 軽油を輸入する特約業者または元売業者以外の人
- 軽油を製造し、他の者に譲渡または自ら消費する特約業者または元売業者以外の人等

元売業者とは…軽油を製造する業者、軽油を輸入する業者または軽油を販売する業者で、法の規定により総務大臣が指定したものをいいます。
 特約業者とは…元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で、法の規定により知事が指定したものをいいます。

●納める額

引取量1キロリットルにつき32,100円

免税軽油について

船舶・鉄道・軌道車両・農業・林業等の動力源の用途に使用される軽油は免税となります。免税となる軽油(以下「免税軽油」といいます。)を使用しようとする人は、あらかじめ県税事務所に申請して、免税軽油使用者証の交付を受けなければなりません。免税軽油は免税証と引換えに免税証記載の販売業者から購入しなければなりませんので、免税軽油使用者証を県税事務所に提示して、免税証の交付の申請をしてください。免税軽油が使用できる用途等の詳細については、取扱県税事務所(P.34)にお問い合わせください。

●申告と納税

- 特約業者または元売業者が、軽油を現実に引き取った方などから税金を預かり、毎月分をまとめて翌月の末日までに県税事務所に申告して納めることになっています。
- 軽油を輸入する特約業者または元売業者以外の方は、輸入の時までに輸入数量等を申告して納めることになっています。
- 軽油を製造し、他の者に譲渡または自ら消費する特約業者または元売業者以外の方は、毎月分をまとめて翌月の末日までに当該譲渡数量等を申告して納めることになっています。

●製造等に対する課税と罰則

- ・軽油と灯油などを混和するとき
 - ・軽油を製造するとき
 - ・灯油などを自動車の燃料として販売するとき
 - ・灯油などを自動車の燃料として消費するとき
- は事前に知事に申請し、承認を受けることが必要です。

<承認を受けずに製造を行うと>

・10年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下の重科)の罰金に処し、又はこれを併科されます。

<不正軽油であることを知りながら運搬、購入・販売すると>

・3年以下の懲役若しくは300万円以下(法人の場合は1億円以下の重科)の罰金に処し、又はこれを併科されます。

<不正軽油の原材料として用いられることを知りながら灯油やA重油を提供したり、不正軽油の製造の用に供されることを知りながら施設等を提供すると>

・7年以下の懲役若しくは700万円以下(法人の場合は2億円以下の重科)の罰金に処し、又はこれを併科されます。

<承認を受けずに灯油などを自動車の燃料として販売・消費すると>

- ・販売等した全量に対して課税されます。
- ・2年以下の懲役または100万円以下(法人の場合は100万円以下)の罰金に処せられます。

<承認を受けて販売・消費すると>

- ・課税済軽油分を差し引いた量に対してのみ課税されます。
- (例)(課税済)軽油100リットルと灯油100リットルを混和し、販売した場合

〔承認あり→(課税済)軽油 0円+ 灯油 3,210円 = 税額 3,210円〕
 〔承認なし→(課税済)軽油 3,210円+ 灯油 3,210円 = 税額 6,420円〕……………

(課税済軽油に対しては、購入する段階で、すでに課税されていますから、軽油部分に二重に課税することになります。)

●指定市への交付

県に納められた軽油引取税の90%相当額の一部を北九州市と福岡市に交付することになっています。

●取扱県税事務所

軽油引取税とゴルフ場利用税(P.32)の申告や納税などを取り扱う県税事務所は次のとおりです。

取扱県税事務所	管轄区域
博多県税事務所	福岡市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・宗像市・糸島市・古賀市・福津市・那珂川市・糟屋郡
北九州西県税事務所	北九州市・行橋市・豊前市・中間市・遠賀郡・京都郡・築上郡
飯塚・直方県税事務所	直方市・飯塚市・田川市・宮若市・嘉麻市・鞍手郡・嘉穂郡・田川郡
久留米県税事務所	大牟田市・久留米市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・小郡市・うきは市・朝倉市・みやま市・朝倉郡・三井郡・三潆郡・八女郡

・県税事務所の所在地、電話番号などは P.57 ～ P.61 に掲載しています。

自動車税

自動車税(環境性能割)

自動車取得税の廃止に伴い、令和元年10月1日から自動車の取得に対し課税される税として、自動車税及び軽自動車税に環境性能割が導入されました。

なお、市町村税である軽自動車税(環境性能割)については、当分の間、県が賦課徴収を行います。

●納める人

県内に主たる定置場のある自動車(特殊自動車・二輪車を除く)を取得した人

ただし、ローンで購入した自動車で売主が所有権を留保している場合は、買主が取得者とみなされます。

●納める額

通常の取得価額×燃費性能等に応じた税率

※自動車の通常の取得価額とは？

自動車を取得するためにその対価として通常支払うべき金額で、自動車に付加して一体となっているもの(例:ラジオ・ステレオ・エアコンなど)の価額は含まれますが、スペアタイヤ・シートカバー・マット・標準工具などの付属物の価額は含まれません。また、無償で自動車をもたらした場合や、親類から自動車を安くもらった場合など、通常の取引価額に比べて低い価額で取得したときは、通常の取引価額が通常の取得価額となります。

●税率(主なもの)

区 分	排ガス要件	燃費要件	税 率		
			自 家 用		営 業 用
			登 録 車	軽自動車	
電気自動車(燃料電池車含む)					
天然ガス車(平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制から NOx10%低減)(注3)					
プラグインハイブリッド車					
クリーンディーゼル乗用車(平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制適合)(注3)			非課税		
ガソリンハイブリッド乗用車 ガソリン乗用車	★★★★(注1)	令和12年度燃費基準85%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準+23%達成 (平成22年度燃費基準+84%達成)(注4)		非課税	非課税
		令和12年度燃費基準75%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準109%達成 (平成22年度燃費基準+62%達成)(注4)	1% (非課税)		
		令和12年度燃費基準65%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準達成 (平成22年度燃費基準+62%達成)(注4)	2% (1%)	1% (非課税)	0.5%
		令和12年度燃費基準60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 (平成22年度燃費基準+50%達成)(注4)			
		令和12年度燃費基準55%達成 令和2年度燃費基準80%達成 (平成22年度燃費基準+19%達成)(注4)	3% (2%)	2% (1%)	1%
上記以外の乗用車			3% (2%)	2% (1%)	2%
LPG ハイブリッド乗用車 LPG 乗用車	★★★★(注1)	令和12年度燃費基準85%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準+23%達成	非課税		非課税
		令和12年度燃費基準75%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準109%達成	1% (非課税)		
		令和12年度燃費基準65%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準達成	2% (1%)	-	0.5%
		令和12年度燃費基準60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成			1%
上記以外の乗用車			3% (2%)		2%
ガソリンハイブリッドトラック ガソリントラック (2.5t以下)	★★★★(注1)	平成27年度燃費基準+25%達成 (平成22年度燃費基準+57%達成)(注4)	非課税	非課税	非課税
		平成27年度燃費基準+20%達成 (平成22年度燃費基準+50%達成)(注4)	1%	1%	0.5%
		平成27年度燃費基準+15%達成 (平成22年度燃費基準+44%達成)(注4)	2%	2%	1%
上記以外のトラック			3%	2%	2%
ガソリンハイブリッドトラック ガソリントラック (2.5t超~3.5t以下)	★★★★(注1)	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税		非課税
		平成27年度燃費基準+10%達成	1%		0.5%
		平成27年度燃費基準+5%達成	2%		1%
	★★★(注2)	平成27年度燃費基準+20%達成	非課税	-	非課税
		平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成	1% 2%		0.5% 1%
上記以外のトラック			3%		2%
ディーゼルハイブリッドトラック ディーゼルトラック (2.5t超~3.5t以下)	★★★★(注1)	平成30年排出ガス基準適合 又は ポスト新長期規制から Nox かつ PM10% 低減(注3)	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税
		平成27年度燃費基準+10%達成	1%		0.5%
		平成27年度燃費基準+5%達成	2%		1%
	★★★(注2)	平成27年度燃費基準+20%達成	非課税	-	非課税
		平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成	1% 2%		0.5% 1%
上記以外のトラック			3%		2%
ガソリンハイブリッドバス ガソリンバス (2.5t以下)	★★★★(注1)	令和2年度燃費基準+5%達成 (平成22年度燃費基準+57%達成)(注4)	非課税		非課税
		令和2年度燃費基準達成 (平成22年度燃費基準+50%達成)(注4)	1%	-	0.5%
		平成27年度燃費基準+15%達成 (平成22年度燃費基準+44%達成)(注4)	2%		1%
		上記以外のバス			3%
ガソリンハイブリッドバス ガソリンバス (2.5t超~3.5t以下)	★★★★(注1)	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税		非課税
		平成27年度燃費基準+10%達成	1%		0.5%
		平成27年度燃費基準+5%達成	2%		1%
	★★★(注2)	令和2年度燃費基準達成	非課税	-	非課税
		平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成	1% 2%		0.5% 1%
上記以外のバス			3%		2%

区 分	排ガス要件	燃費要件	税 率		
			自 家 用		営業用
			登録車	軽自動車	
ディーゼルハイブリッドバス ディーゼルバス (2.5 t 超～3.5 t 以下)	平成30年排出ガス基準適合 又はポスト新長期規制から Nox かつ PM10% 低減(注3)	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	-	非課税
		平成27年度燃費基準+10%達成	1%		0.5%
		平成27年度燃費基準+5%達成	2%		1%
	ポスト新長期規制適合 (注3)	令和2年度燃費基準達成	非課税		非課税
		平成27年度燃費基準+15%達成	1%		0.5%
		平成27年度燃費基準+10%達成	2%		1%
上記以外のバス		3%		2%	
ディーゼルハイブリッドバス ディーゼルバス (3.5 t 超)	平成28年排出ガス基準適合 又はポスト新長期規制から Nox かつ PM10% 低減(注3)	平成27年度燃費基準+10%達成	非課税	-	非課税
		平成27年度燃費基準+5%達成	1%		0.5%
		平成27年度燃費基準達成	2%		1%
	上記以外のバス		3%		2%

- 注1 ★★★★★とは、平成30年排出ガス基準+50%低減達成又はH17年排出ガス基準+75%低減達成をいう。
 2 ★★★★★とは、平成30年排出ガス基準+25%低減達成又はH17年排出ガス基準+50%低減達成をいう。
 3 ポスト新長期規制とは、平成21年以降(車両総重量により、平成21年、22年と異なる)に適用される排出ガス規制をいう。
 4 平成22年度燃費基準については、ガソリン自動車(乗用車又は2.5t以下のトラック)でJC08モード燃費値及びWLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。
 5 税率欄のうち、()内の税率は、令和元年10月1日～令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車に対する臨時的軽減適用後の税率。

●特例措置

○バリアフリー車両

区分	乗車定員	取得時期	新車区分	軽減内容
ノンステップバス(※)	—	令和3年4月1日 ～ 令和5年3月31日	新車	取得価額から1,000万円控除
リフト付きバス(※)	30人以上(空港アクセスバス)			取得価額から800万円控除
	30人以上			取得価額から650万円控除
	30人未満			取得価額から200万円控除
ユニバーサルデザインタクシー	—		取得価額から100万円控除	

(※)一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの又は一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業のために導入するものに限る。

○衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等

区分	車両総重量	取得時期	新車区分	軽減内容
衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置搭載トラック(トラックタ及びトレーラーを除く)	8 t 超20 t 以下	令和3年4月1日 ～ 令和3年10月31日	新車	取得価額から525万円控除
衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載バス等(乗車定員10人以上で立席のないものに限る)	5 t 以下			取得価額から350万円控除
衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載バス等(乗車定員が10人以上で立席のないものに限る)	5 t 超12 t 以下			取得価額から350万円控除
衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載バス等(トラックタ及びトレーラーを除く)	3.5 t 超8 t 以下			取得価額から350万円控除
衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載トラック(トラックタ及びトレーラーを除く)	8 t 超20 t 以下			取得価額から350万円控除
側方衝突警報装置搭載トラック(トレーラーは除く)	8 t 超			令和3年4月1日 ～ 令和5年3月31日

※「バリアフリー車両」に係る特例と「衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等」に係る特例は選択適用
 ※「バス等」の等とは、乗車定員10人の乗用車

●非課税または免税となるとき

次の取得については課税されません。

- ①自動車の取得価額が50万円以下であるとき
- ②相続による取得
- ③法人の合併または分割による自動車の取得
- ④割賦販売の自動車で、留保していた所有権を買主へ移転した場合の取得
- ⑤自動車販売業者から取得した自動車の性能が良好でない等の理由で取得の日から1ヵ月以内にその自動車販売業者に返還した場合

●申告と納税

次に掲げる日までに、売買契約書その他の自動車の取得価額を証明する書類の写しを添えて、申告し、納めることになっています。

- 新規登録または使用の届出をすべき自動車を取得した場合 …………… その登録または届出のとき
- 移転登録をすべき自動車を取得した場合 …………… その登録をすべき事由があった日から15日以内
(その日前に移転登録があった場合は、その登録のとき)

○その他の自動車を取得した場合…………… 取得の日から15日以内

※なお、申告と納税の窓口は、運輸支局・自動車検査登録事務所(P.62)・軽自動車検査協会の近くに設置しています。

●市町村への交付

県に納められた自動車税(環境性能割)の44.65%相当額を県内の市町村に交付し、33.25%相当額のうち一部を、北九州市と福岡市に交付することになっています。

自動車税(種別割)

この税は、自動車の所有に対して課税される税です。

●納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者

ただし(軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車・大型特殊自動車)などは除きます。

●納める額

税額は、自動車の種別、用途、排気量などによって、39・40ページ(年税額一覧表)のとおり定められています。もし、年度途中で新規登録などをした場合は、月割計算による税額が課されます。

$$\begin{array}{l} \text{月割税額} \\ \text{(100円未満の端数を切捨て)} \end{array} = \text{年税額} \times \frac{\text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12}$$

●申告と納税

申告

自動車を購入したり、登録事項の変更などをしたときは、そのつど自動車税(環境性能割・種別割)の申告書を県税事務所分室に提出することになっています。

納税

毎年4月1日現在に自動車を所有している人は、県税事務所が送付する納税通知書により、5月31日までに納めることになっています。ただし、4月1日以降に新規登録などをした場合には、申告のときに納めることになっています。

※自動車税(種別割)の納税方法についてはP.53をご参照ください。

●納税証明書

この納税証明書は、車検の時に必要になるものです。なお、運輸支局でも自動車税(種別割)の納付情報を確認できるようになり、**継続検査・構造等変更検査時における自動車税(種別割)納税証明書の提示を省略できるようになりました。**詳細は、P.52をご参照ください。

●自動車税(種別割)(旧自動車税を含む)の払戻し(還付)について

- 自動車を抹消登録した場合、その翌月から3月分までの自動車税(種別割)(旧自動車税を含む)が払戻し(還付)されます。
- 自動車を抹消登録した場合、運輸支局からその旨の連絡が福岡県にありますので、県での事務手続き後、登録月の1ヶ月～2ヶ月後に還付通知書を発送します(特別な手続きは必要ありません)。還付通知書に記載された金融機関で、通知書と引き替えに還付金をお受け取りください。なお、1年を経過すると、この通知書での還付金の受け取りはできなくなりますので、御注意ください。

区 分		還付通知書の発送時期	
		県内	県外
抹消登録等の時期	1日～15日	翌月15日頃	翌月末頃
	16日～月末	翌月末頃	翌々月15日頃

くただし、次の場合には還付金は発生しません>

- ・3月に抹消登録した場合
- ・福岡県に税金の未納がある場合(充当されます)

●自動車税(種別割)グリーン化税制の概要

<自動車税(種別割)の軽課>

令和3年度に新車新規登録を行った次の自動車について、当該登録の翌年度1年間の自動車税(種別割)が現行の税率より軽くなります。

令和3年度に新車新規登録を行った自動車の軽課割合について

対 象 車			車軽課割合
電気(燃料電池を含む)自動車、一定の排ガス性能を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車			概ね75%軽課
対 象 車(営業用乗用車に限る)			車軽課割合
ガソリン LPG	○平成30年排出ガス規制50%低減(☆☆☆☆) または ○平成17年排出ガス規制75%低減(☆☆☆☆)	令和12年度燃費基準90%以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	概ね75%軽課
		令和12年度燃費基準70%以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	概ね50%軽課
クリーン ディーゼル	平成30年排出ガス規制適合 または 平成21年排出ガス規制適合	令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	概ね75%軽課
		令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	概ね50%軽課

*燃費基準達成車は車検証の備考欄に記載:「令和12年度燃費基準70%達成車」等

<自動車税(種別割)の重課>

自動車税(種別割)の賦課期日(4月1日)現在における次の自動車について、当該年度から抹消登録により課税対象とならなくなるまで、自動車税(種別割)が現行の税率より重くなります。

対 象 車	新車新規登録の時期	重課開始年度及び重課割合
新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車	バス・トラック	平成22年3月31日以前 概ね10%重課開始済み
	バス・トラック	平成22年4月1日～平成23年3月31日 令和4年度から概ね10%重課開始
	上記以外	平成22年3月31日以前 概ね15%重課開始済み
	上記以外	平成22年4月1日～平成23年3月31日 令和4年度から概ね15%重課開始
新車新規登録の日から13年を経過しているガソリン、LPG車	バス・トラック	平成20年3月31日以前 概ね10%重課開始済み
	バス・トラック	平成20年4月1日～平成21年3月31日 令和4年度から概ね10%重課開始
	上記以外	平成20年3月31日以前 概ね15%重課開始済み
	上記以外	平成20年4月1日～平成21年3月31日 令和4年度から概ね15%重課開始

*電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除かれます。

●身体障がい者等の方に対する減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車については、自動車の名義、障がいの程度等一定の要件のもとに申請をすれば、自動車税(環境性能割・種別割)の減免が受けられます。

詳しくは、お近くの県税事務所にお問い合わせください。

(福岡県ホームページに「身体障がい者等の方の自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)の減免制度概要」を掲載しています。)

自動車税(種別割)年税額一覧表

(1)乗用車(主なもの)

総排気量	税率(年額)		
	自家用		営業用
	令和元年9月30日以前に 新車新規登録したもの	左記以外 (※2)	
1ℓ以下(※1)	29,500円	25,000円	7,500円
1ℓ超 1.5ℓ以下	34,500円	30,500円	8,500円
1.5ℓ超 2ℓ以下	39,500円	36,000円	9,500円
2ℓ超 2.5ℓ以下	45,000円	43,500円	13,800円
2.5ℓ超 3ℓ以下	51,000円	50,000円	15,700円
3ℓ超 3.5ℓ以下	58,000円	57,000円	17,900円
3.5ℓ超 4ℓ以下	66,500円	65,500円	20,500円
4ℓ超 4.5ℓ以下	76,500円	75,500円	23,600円
4.5ℓ超 6ℓ以下	88,000円	87,000円	27,200円
6ℓ超	111,000円	110,000円	40,700円

(※1)電気を動力源とするものは「1ℓ以下」の区分によります。

(※2)令和元年9月30日以前に国外で使用歴があるものを除きます。

(2)トラック(主なもの)

最大積載量	税率(年額)	
	自家用	営業用
1t以下	8,000円	6,500円
1t超 2t以下	11,500円	9,000円
2t超 3t以下	16,000円	12,000円
3t超 4t以下	20,500円	15,000円
4t超 5t以下	25,500円	18,500円
5t超 6t以下	30,000円	22,000円
6t超 7t以下	35,000円	25,500円
7t超 8t以下	40,500円	29,500円
8t超	46,800円～	34,200円～

(3)バス(主なもの)

乗車定員	税率(年額)		
	自家用	営業用	
		一般乗合用	その他
30人以下	33,000円	12,000円	26,500円
30人超 40人以下	41,000円	14,500円	32,000円
40人超 50人以下	49,000円	17,500円	38,000円
50人超 60人以下	57,000円	20,000円	44,000円
60人超 70人以下	65,500円	22,500円	50,500円
70人超 80人以下	74,000円	25,500円	57,000円
80人超	83,000円	29,000円	64,000円

※学校が所有するもので通学に用いるものについては、一般乗合用の税率が適用されます。

(4)貨物兼乗用車

（トラックのうち、最大乗車定員が4人以上であるものに係る税率は、その年税額にそれぞれ次に掲げる額を加算した額になります。）

総排気量	税率(年額)	
	自家用	営業用
1ℓ以下(※)	5,200円	3,700円
1ℓ超 1.5ℓ以下	6,300円	4,700円
1.5ℓ超	8,000円	6,300円

(※)電気を動力源とするものは「1ℓ以下」の区分によります。

(5)特種用途車(主なもの)

区 分 (総排気量、車両総重量など)	税率(年額)			
	自家用		営業用	
	令和元年9月30日以前に 新車新規登録したもの	左記以外 (※2)		
キャンピング車 (乗車定員10人以下のもの)	1ℓ以下(※1)	23,600円	20,000円	6,000円
	1ℓ超 1.5ℓ以下	27,600円	24,400円	6,800円
	1.5ℓ超 2ℓ以下	31,600円	28,800円	7,600円
	2ℓ超 2.5ℓ以下	36,000円	34,800円	11,000円
	2.5ℓ超 3ℓ以下	40,800円	40,000円	12,500円
	3ℓ超 3.5ℓ以下	46,400円	45,600円	14,300円
	3.5ℓ超 4ℓ以下	53,200円	52,400円	16,400円
	4ℓ超 4.5ℓ以下	61,200円	60,400円	18,800円
	4.5ℓ超 6ℓ以下	70,400円	69,600円	21,700円
	6ℓ超	88,800円	88,000円	32,500円
起重機車など	10t以下	11,500円		9,000円
	10t超 16t以下	25,500円		18,500円
	16t超 22t以下	40,500円		29,500円
	22t超	59,400円		43,600円
工作車など	普通自動車	11,500円		9,000円
	小型自動車	8,000円		6,500円

(※1)電気を動力源とするものは「1ℓ以下」の区分によります。

(※2)令和元年9月30日以前に国外で使用歴があるものを除きます。

おしえて!

けんぜい Q&A



自動車税(種別割)編

Q

去年、車を買ったときに前の車を下取りに出したのに、前の車の納税通知書が来ました。どうしてですか？

A

自動車税(種別割)は4月1日現在の自動車の所有者に課税されます。質問のケースでは、3月31日の時点で前の車の廃車(抹消登録)又は名義変更(移転登録)の手続きが行われていないことが考えられますので、下取りに出したところに確認してください。

Q

グリーン化税制で自動車税(種別割)が軽減される車を購入しましたが、軽減を受けるには何か手続きが必要なのですか？

A

グリーン化税制の軽減を受けるに当たって特別な手続きは必要ありません。自動車税(種別割)の納税通知書をお送りするときは、既に軽減(減額)した税額で送付しています。

こんなときには必ず運輸支局または自動車検査登録事務所で手続きを!!

①自動車を手放す場合・譲り受ける場合

自動車を譲渡したり下取りに出したりするとき、または自動車を友人や知人から譲り受けるときは、必ず移転又は抹消登録の手続きをしましょう。登録がそのままだと、前の所有者に自動車税(種別割)がかかります。

②壊れて動かなくなった自動車をもっている場合

一日も早く抹消登録の手続きをしましょう。手続きをすれば、翌月から3月までの月割の税額が減額されます。手続きを行わなければ、いつまでも自動車税(種別割)がかかります。車検切れで使用しなくなったときや、解体したときも同じです。

③引越しをする場合

必ず住所変更の手続きをしましょう。住民票を移しても、納税通知書は運輸支局に登録されている住所に送られます。

※運輸支局・自動車検査登録事務所の連絡先はP.62に掲載しています。

鉱区税

この税は、地下に埋蔵されている鉱物を採掘する権利(鉱業権)を与えられていることに対する負担として、鉱区の設定許可を受けた鉱業権者に対して課税されるものです。

●納める人

県内に鉱業権(採掘権・試掘権)を持っている人

●納める額

区 分		税 率
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年額200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに年額400円
砂鉱を目的とする鉱区	河 床	延長1,000メートルごとに年額600円
	そ の 他	面積100アールごとに年額200円
石油または可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年額200円×2/3
	採掘鉱区	面積100アールごとに年額400円×2/3
共同開発鉱区	探査権の共同開発鉱区	面積100アールごとに年額22円
	採掘権の共同開発鉱区	面積100アールごとに年額133円

●申告と納税

申告

鉱業権の設定、変更または消滅の登録をしたときは、登録の日から10日以内に県税事務所へ申告することになっています。

納税

毎年4月1日現在の鉱業権所有者は5月末日までに、また、年の中途中で鉱業権を取得した人は県税事務所が指定した日までに、県税事務所から送付される納税通知書により納めることとなります。

固定資産税

この税は本来は市町村税ですが、市町村の財政上の均衡をはかる見地から、一定限度以上の償却資産に対して県が課税するものです。

●納める人

大規模の償却資産の所有者

※大規模の償却資産とは、ひとりの納税義務者が所有する償却資産で、その合計価額が市町村が課税することのできる限度(地方税法に定める。)を超えるものをいいます。

●納める額

償却資産のうち市町村の課税限度額を超える額の1.4%

●申告と納税

県税事務所が送付する納税通知書により、4月・7月・12月・2月の4回に分けて納めることになっています。
○市町村が課税する固定資産税は、土地・家屋・償却資産に対しその所有者に課税されます。標準税率は同じく1.4%です。

狩猟税

狩猟税は、狩猟の資格を得た人が狩猟者の登録をするときに課税されるもので、鳥獣の保護などの費用に充てられる目的税です。

●納める人

狩猟者の登録を受ける人(都道府県ごとに課税されます。)

●納める額

第一種銃猟免許、網猟免許、わな猟免許に係る登録を受ける者				第二種銃猟免許に係る登録を受ける者
県民税の所得割の納付を要しない者			県民税の所得割の納付を要する者	
同一生計配偶者又は扶養親族ではない者	同一生計配偶者又は扶養親族			
	農業、水産業又は林業に従事している者	左記以外の者		
	農業、水産業又は林業に従事していない者	県民税の所得割の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族		
	第一種銃猟免許：11,000円 網猟免許：5,500円 わな猟免許：5,500円		第一種銃猟免許：16,500円 網猟免許：8,200円 わな猟免許：8,200円	5,500円

平成27年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、有害鳥獣の許可捕獲等をした者又は許可捕獲等に従事した者として、狩猟者の登録を受ける人は、上記税額の1/2になります。

※放鳥獣猟区(福岡県には現在ありません)のみの狩猟者の登録をする場合、上記税額の1/4になります。

豆知識

- ・「第一種銃猟免許」は、装薬銃(ライフル銃・散弾銃)を使用する場合に必要です。なお、この免許を受ければ、空気銃(ガス銃を含む)も使用することができます。
- ・「第二種銃猟免許」は、空気銃(ガス銃を含む)を使用する場合に必要です。
- ・第一種銃猟免許を受けた人が空気銃(ガス銃を含む)だけを使用する場合は、第二種銃猟免許に係る登録をすることができます。
- ・「網猟免許」は網を、「わな猟免許」はわなを使用する場合に必要です。

●申告と納税

狩猟税の申告を行う際に、県が発行する「狩猟税証紙」により納めることになっています。

●非課税について

平成27年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、対象鳥獣捕獲員として、狩猟者の登録を受ける人は、非課税となります。

また、平成27年5月29日から令和6年3月31日までの期間において、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者として、狩猟者の登録を受ける人は、非課税となります。

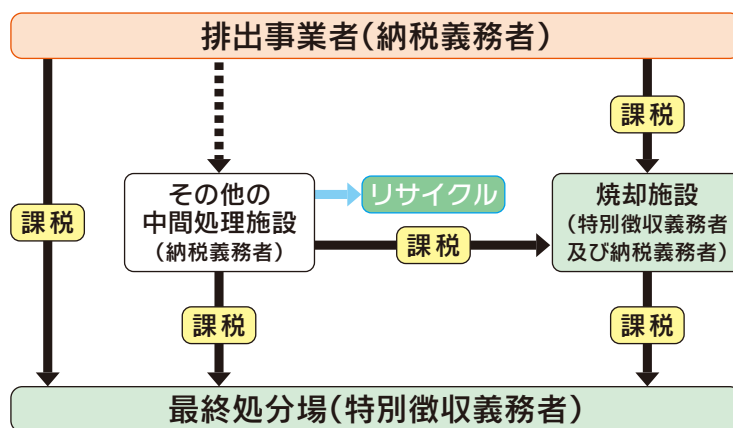
産業廃棄物税

この税は、産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税するもので、産業廃棄物の排出抑制とリサイクルをさらに促進し、循環型社会づくりに向けた取組みを進めるための費用に充てられる目的税です。

●税の仕組み

産業廃棄物税は、より高い排出抑制効果を図るため、排出事業者に税負担を求め、最終処分場(埋立)への搬入とともに排出に近い中間処理施設への搬入に課税します。

また、簡素な税制で幅広くリサイクルへ誘導するため、中間処理施設への課税に当たっては焼却施設への搬入のみを課税対象としています。



●納める人

県内の焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

●課税標準

県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

●納める額

- 焼却施設への搬入量1トン当たり 800円
- 最終処分場への搬入量1トン当たり 1,000円

●申告と納税

焼却処理業者及び最終処分業者は、排出事業者又は中間処理業者から税金を預かり、年4回(4月末、7月末、10月末、1月末)県税事務所に申告納入します。(特別徴収)

自己処理については、排出事業者及び中間処理業者(焼却処理業者を含む)が申告納付します。

●課税とならない場合

○課税の特例

特に循環型社会の形成に資するものとして知事が認定した次のような焼却施設への産業廃棄物の搬入に対しては、課税しないこととしています。

- ①産業廃棄物を原材料として再生利用する焼却施設
- ②産業廃棄物の焼却熱を回収して有効利用する焼却施設

○課税の免除

次のような場合には、課税が不適当な産業廃棄物の搬入として課税を免除することとしています。

- ①北九州市に所在する最終処分場への搬入
- ②天災その他により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるもの

●税収の使いみち

以下の環境施策に活用します。

- 産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進
- 環境を担う人材の育成と交流
- 産業廃棄物の適正処理体制の整備
- 市町村の環境行政支援

取扱県税事務所

福岡県博多県税事務所 課税第3課
〒812-8542
福岡市博多区千代1丁目20番31号
福岡県千代合同庁舎
TEL：092-260-6006

おしえて!

けんぜい Q&A



産業廃棄物税編

Q

産業廃棄物税は、どのような廃棄物に対してかかるのですか？

A

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に大別されますが、産業廃棄物のみを課税の対象にしています。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出されたごみのうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチックなどの廃棄物のことです。

なお、家庭から排出されるごみは一般廃棄物として取り扱われ、産業廃棄物税の課税の対象になりません。

Q

産業廃棄物税は、どのような場合に課税されるのですか？

A

産業廃棄物を焼却施設で焼却した場合と、最終処分場で埋立処分にした場合に課税されます。

産業廃棄物がリサイクルされ、焼却施設及び最終処分場へ搬入されなければ、産業廃棄物税は課税されません。



宿泊税

宿泊税は、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための目的税です。

○納める人

県内の宿泊施設への宿泊者

(対象となる宿泊施設は次の事業を行う施設(以下「宿泊施設」という。)です。)

- ・旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)
- ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(新法民泊)

○課税標準

宿泊施設への宿泊数

○納める額

宿泊施設の所在地		税 率		
		県税率	市税率	合計(納める額)
福岡県(北九州市・福岡市以外)		200円	—	200円
北九州市		50円	150円	200円
福岡市	宿泊料金 2万円以上	50円	450円	500円
	2万円未満		150円	200円

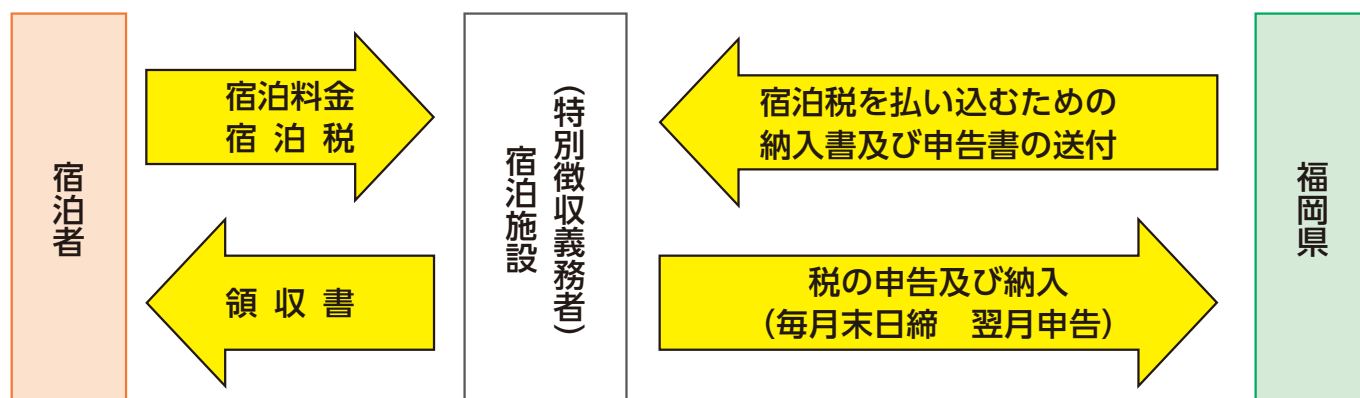
○申告と納税

宿泊施設の経営者が宿泊者から税金を預かり、毎月分をまとめて、翌月の末日までに県税事務所に申告して納めることになっています。

なお、申告者の皆様の負担軽減を図るため、所在地が北九州市及び福岡市の宿泊施設については、特例により、これらの市に県税分も併せて税金を納めることになっています。

※一定の要件を満たす場合は、申請により3か月分をまとめて申告して納めることができます。

【参考】申告納入フロー図



○税収の使いみち

以下の観光振興施策に活用します。

(1) 県が主体的に行う施策

広域的な観点からの観光振興施策として次の事業を実施します。

- ・宿泊施設の多言語案内・情報発信、バリアフリー化等に対する支援
- ・体験プログラムを含む旅行商品造成支援 など

(2) 市町村に対する施策(交付金事業)

市町村が創意工夫を凝らして実施する観光振興施策への財政的支援(宿泊税を課す市町村を除く)
(市町村の事業イメージ)

地域資源を活用した新たな観光資源開発、観光スポットの受入環境整備 など

取扱県税事務所

福岡県博多県税事務所 課税第3課
〒812-8542
福岡市博多区千代1丁目20番31号
福岡県千代合同庁舎
TEL：092-260-6007



おしえて!

けんぜい Q&A



宿泊税編

Q

なぜ、宿泊税を導入したのですか？

A

県内の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、その他観光の振興を図る施策に要する経費に充てるため、県独自の安定的な財源として導入しました。

Q

違法民泊にも課税されるのですか？

A

すべての宿泊施設が対象であるため、いわゆる違法民泊についても課税の対象となります。

Q

北九州市内、福岡市内は、なぜ特例が設けられているのですか？

A

県と北九州市、福岡市は、各市域内での宿泊税に係る観光行政の役割分担を以下のとおり行うため、課税額を「県50円、北九州市150円」、「県50円、福岡市150円(450円)」とする特例を設けています。

- ・ 県は、県全体の底上げに資する広域観光推進のため、北九州市内、福岡市内宿泊者の便益にも資する広域観光に係るテーマやルート形成、広域観光プロモーション、観光振興体制の整備に関する事業を実施します。
- ・ 北九州市は、持続的な観光振興、九州の玄関口としての機能強化を推進するため、観光資源の魅力向上及び受入環境整備を含む市域における観光振興事業を実施します。
- ・ 福岡市は、九州のゲートウェイ都市機能強化やビジネス・MICEの推進のため、観光資源の魅力向上及び受入環境整備を含む市域における観光振興事業を実施します。